

障害のある人もない人も 共に暮らしやすい山口県づくり条例

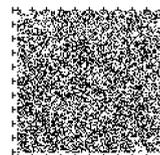
令和4年10月11日施行



この条例は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制定されました。

私たち一人一人が障害や障害のある人について理解を深め、障害のある人とない人が支え合いながら共に暮らすことのできる山口県をつくりましょう。

山口県



(音声コード)

障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

基本理念

次の基本理念の下、県、市町、事業者、県民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むこととしています。

- ① 全ての障害のある人の基本的人権が尊重されること。
- ② 障害のある人に対して、障害を理由として、差別をしてはならないこと。
- ③ 全ての県民が、障害や障害のある人について理解を深める必要があること。

この条例では、県と事業者に対し、**不当な差別的取扱い**をすることと**合理的配慮の提供**をしないことを禁止しています。

※事業者による合理的配慮の提供義務については令和5年4月1日からの適用です。



不当な差別的取扱いの禁止

障害があるというだけで、障害のない人よりも不利益な対応をしてはいけません。



サービスの提供等を拒否する。



対応の順番を後回しにする。



保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。

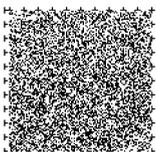
正当な理由があって障害のない人と異なる対応をすることとなる場合、理由を説明し、理解を得るように努めましょう。



対象となる **障害者** とは…

障害者手帳をもっている人だけではありません。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害や高次脳機能障害も含まれます)、その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会の中にある障壁(バリア)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。



合理的配慮の提供

障害のある人から申し出があった場合、負担が重すぎない範囲で社会にある障壁(バリア)を取り除くための配慮をしなければなりません。



車いすを使用している人からの申し出に応じて、段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



知的障害のある人からの申し出に応じて、分かりやすい言葉を使い、ふりがなをつけた資料で説明する。



話し言葉による会話が困難な人からの申し出に応じて、絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。

負担が重すぎるため合理的配慮ができない場合、理由を説明し、理解を得るように努めましょう。



社会的障壁 とは…

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁(バリア)となるようなものをいいます。

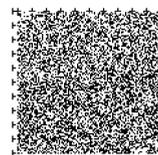
- ① 社会における事物(通行や利用がしにくい施設、設備など)
- ② 制度(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行(障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念(障害のある人への偏見など)



ご存じですか？ 障害の社会モデル

障害のある人が日常生活等で受ける制限は、個人の心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会にある様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方です。

この条例も、社会モデルの考え方を踏まえています。



障害を理由とする差別に関する相談窓口(どなたでも相談できます)

山口県では、相談者にとって身近な市町が一次的な窓口を担い、市町で解決困難な問題については県が相談対応する仕組みとしています。



市町名	相談窓口	電話	市町名	相談窓口	電話
下関市	障害者支援課	083-227-4199	周南市	障害者支援課	0834-22-8463
宇部市	障害福祉課	0836-34-8527	山陽小野田市	障害福祉課	0836-82-1159
山口市	障がい福祉課	083-934-2988	周防大島町	福祉課	0820-77-5505
萩市	福祉支援課	0838-25-3523	和木町	保健福祉課	0827-52-2195
防府市	障害福祉課	0835-25-2387	上関町	保健福祉課	0820-62-0184
下松市	福祉支援課	0833-45-1835	田布施町	町民福祉課	0820-52-5810
岩国市	障害者支援課	0827-29-2522	平生町	町民福祉課	0820-56-7113
光市	福祉総務課	0833-74-3001	阿武町	健康福祉課	08388-2-3115
長門市	地域福祉課	0837-23-1243	山口県	障害者支援課	(電話)083-933-2764
柳井市	社会福祉課	0820-22-2111			(FAX)083-933-2779
美祢市	福祉課	0837-52-5227	山口県障害者権利擁護センター		083-902-8300

※ 県のホームページには、各市町のFAX番号及びメールアドレスを掲載しています。

相談によっても解決しないときは・・・

障害のある人は、市町及び県に相談しても解決しない場合、あっせんを求めることができます。(令和5年4月1日～)



<あっせんの流れ>

障害者又はその保護者

あっせんの求め

知事

あっせんの付託

山口県障害者差別解消調整委員会

あっせん

あっせんに従わない場合→知事による勧告

勧告に従わない場合→知事による公表

あいサポート運動に

県民みんなで取り組みましょう

あいサポート運動とは、皆さんに障害の内容・特性や、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解していただき、障害のある人への配慮やちょっとした手助けを行っていただく運動です。

この条例では、あいサポート運動を、共生社会の実現のために県民全体で取り組む運動と位置づけています。

シンボルマーク



障害のある人を支える「心」を二つのハートを重ねることで表現しています。

山口県 健康福祉部 障害者支援課

〒753-8501 山口市滝町1番1号 電話 083-933-2764 FAX 083-933-2779

E-mail a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/178015.html>

※ このリーフレットは、見やすく読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用するとともに、各ページに目の不自由な方などのための音声コードUni-Voiceを添付しています。

